

マイナンバーカードでもっと便利に！

# 証明書のコンビニ交付が



始まりました。



## ●準備するもの

①マイナンバーカード

②利用者証明用電子証明書の4桁の暗証番号

※15歳未満の方は利用できません。

※マイナンバーカードの交付を受けた日、利用継続手続きをした日の翌日から利用できます。

## ●利用できる店舗

全国のマルチコピー機が設置されているコンビニエンスストアなど

詳しくは、利用できる店舗情報 (<https://www.lg-waps.go.jp/01-03.html>)

## ●利用時間

6:30～23:00

※各店舗の営業時間内に限ります。

※12月29日～1月3日と、システム保守点検日は利用できません。

システム保守点検日については、広報、ホームページでお知らせします。

## ●取得できる証明書（詳しくは裏面をご覧ください。）

住民票の写し、印鑑登録証明書、所得・課税証明書（非課税証明書）、

戸籍全部（個人）事項証明書、戸籍附票の写し

※東川町に住所のない方が戸籍証明書、戸籍附票の写しの交付を受けるためには、事前にマルチコピー機で利用登録申請を行い、登録を完了することが必要です。（『行政サービス』を押し、『利用申請登録』を選択）

## ●操作の流れ（機種によって順番が違うことがあります。）

①マルチコピー機の『行政サービス』を押し、『証明書交付サービス』を選択

②マイナンバーカードをセットして4桁の暗証番号を入力

③マイナンバーカードを取り外す。

④証明書の種類や部数を選択する。

⑤発行する内容を確認し、料金を払う。

⑥証明書が印刷される。

※証明書の印刷が終了すると、取り忘れ防止用の音声案内が流れますので、受け取った後は音声停止ボタンを押してください。

## ●取得できる証明書の種類

住民票の写し	300円	○東川町に住民登録がある本人および同一世帯の方の証明書 (世帯主・続柄、本籍・筆頭者、マイナンバーの記載の有無を選択可) ×住民票の除票(転出、死亡等) ×転出予定者の住民票 ×住民票コードが記載された住民票 ×記載事項証明書 ×住所、氏名の変更履歴記載の住民票(前住所は記載) ×発行制限している方の住民票
印鑑登録証明書	300円	○東川町で印鑑登録している本人の証明書 ×転出者、転出予定者の印鑑登録証明書
戸籍全部・ 個人事項証明書	450円	○東川町に本籍のある本人および同一戸籍の方の証明書 ×除籍や改正原戸籍 ×戸籍の届出をされ、処理が完了していない方 ×発行制限している方
戸籍の附表の写し	300円	
所得・課税証明書	400円	○東川町に住民登録及び所得情報がある本人の証明書 ×転出者、転出予定者の証明書 ×過年度分の証明書

### 《ご注意いただきたいこと》

- ・コンビニなどで取得できない証明書、証明書発行手数料が無料になる理由で証明書を取得したい場合は、役場窓口で申請してください。
- ・取得された証明書の返金・交換はできません。内容をご確認のうえご利用ください。
- ・印刷不良があった場合はその場で店員に知らせることで、証明書に無効印を押印のうえ、返金してもらえます。
- ・役場窓口で印鑑登録証明書を取得する場合は、印鑑登録証(カード)が必要です。  
(マイナンバーカードでは取得できません)。
- ・戸籍届を提出してから届け出の内容が証明書に反映されるまでには数日かかります。  
その間、証明書を取得することはできません。
- ・証明書が複数枚になる場合でも、ホチキスなどで止められていません。  
お取り忘れにご注意ください。

## ●暗証番号を3回間違えて、マイナンバーカードにロックがかかってしまったとき

役場窓口で暗証番号の再設定が必要です。マイナンバーカードと本人確認書類(運転免許証等)を持参のうえ、役場窓口で手続きをしてください。

暗証番号を忘れてしまったときも同様です。

このほかに不具合があった場合も役場窓口にお越しくください。

(電話でのお問い合わせでは本人確認できないため、お答えできません。)

## ●コンビニ交付の安全対策

- ・マイナンバーカードや証明書等をお忘れにならないよう、マルチコピー機の画面や音声、アラーム等の取り忘れ防止対策を実施しています。
- ・システム内のネットワークは、専用の通信ネットワークを利用しているほか、通信内容の暗号化を実施しており、個人情報漏洩の防止対策を講じています。